

子育て情報コーナー

はちじょう子育てひろば

☎997・8767

☎毎週火・金(祝日を除く) 午前10時～午後3時
場八條公民館2階 ちびっこコミュニティルーム

※4月の主な予定

▼4月14日(水) 午前10時～11時30分
身体測定 ▼4月23日(金) 午前11時～11時45分
こいのぼりを作るほか

やわた子育てひろば(さくらんぼひろば)
☎998・7421

☎毎週月・水・木(祝日を除く)
午前10時～午後3時

場保健センター1階

※4月変更日

4月7日(水) ↓6日(火)、19日(月) ↓20日

(火)、21日(水) ↓23日(金)、28日(水) ↓27日(火)

※4月の主な予定

▼4月15日(木) 午前10時30分～11時30分
小物入れ作り(※参加者はイチョウパック2個お持ちください)
▼4月26日(月) 午前10時～11時30分
身体測定

※各ひろばは駐車場が限られていますので、車での来場はできるだけ遠慮ください。

わんぱる(だいら児童館)
☎999・0321

※4月の主な予定

▼4月22日(木) 午前10時～午後1時
子育て相談(要予約)
(幼児向けイベント)
▼4月15日(木) 午前10時30分～正午
のびのびサロン(身体測定、栄養相談)



【事例】夜、自宅にマンションの勧誘電話があった。断ると理由をしつこく聞かれ、電話を切らせてくれなかった。業者から「高校卒業名簿を見ているから、あなたの住所はわかっている。一度会って話を聞いてくれれば、断ってもかまわない。」などと2時間も話をされ、根負けして仕方なく、会う約束をしてしまった。

最近、不動産販売に関する電話勧誘で、とにかく会う約束をとりつけるために強引な勧誘を行う事例が目立っています。同様の事例では、断って電話を切ってもすぐにかけ直してきたり、「説明も聞かず何かが分かるのか」などとしつこく勧誘するケースがあります。

【不動産勧誘のルール】
一般的に業者と消費者との販売方



おひなさま作り(2/16)

▼4月20日(火) 午前10時30分～正午
こいのぼり作り
(小学生向けイベント)
▼チャレンジランキング(毎日) けん玉
(春休みイベント)
▼4月1日(木) 午後2時30分～11時
金びよんびよん作り ▼4月5日(月) 午後2時30分～おてたまあそび

法に関するルールは特定商取引法(特商法)に定められていますが、マンションの販売は宅地建物取引業法(宅建業法)の規制を受けます。

宅建業法では、事業者の「電話による長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法により消費者を困惑させる行為」を禁止しています。また、利益を生じることが確定であると誤解させるようなセールストークも禁止しており、行政処分の対象となっています。しかし、勧誘の際に禁止行為があったと立証することが難しいこともあって、事例のような強引な勧誘が後を絶ちません。

【アドバイス】
1 業者から強引に勧められても、買う気がなければ毅然と断りましょう。
2 業者と会うと、さらに断りにくくなりますので、絶対に会わないようにしましょう。自宅に来られるなどして恐怖を感じたら警察に通報してください。
3 限度を超えるしつこい勧誘は、宅建業法の違反行為となりますので、「監督官庁(埼玉県)の開発指導課など」に苦情相談をします。と警告するのみの方法です。なお、その際には相手の名前や会社名などをメモしておいてください。
4 有料になりますが、相手の電話番号が確認できるサービスを活用して着信拒否をしたり、非通知の電話には出ないなどの方法をとるのもよいでしょう。

そのほか不動産勧誘で困ったことがあったら、早めにお近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

商工観光課 ☎A336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

法律相談

法律的な困りごとの相談(弁護士が相談) ※2日前の毎週水曜日(祝日の場合は、翌日) 午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時(事前予約制)
場市民相談室
広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活や行政に関する問題の相談

☎4月14日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室
広聴広報課 ☎373

4月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

行政書士相談

相続、離婚、会社設立などの手続きの相談

☎4月19日(月) 午後1時～4時
場市民相談室
広聴広報課 ☎373

税理士相談

パートタイムの税金や相続税などの相談

☎4月5日(月) 午後1時～4時
場市民相談室
広聴広報課 ☎373

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みなどの相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時(事前予約制)
場市役所駅前出張所内相談室
人権・男女共同参画課 ☎811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、認知症などの相談(専門医が相談)

☎4月12日(月) 午後1時～2時30分(事前予約制)
場保健センター
健康増進課 ☎995-3381～3

内職相談

内職についての求職やあっせんの相談

☎毎週火曜日(祝日は除く) 午前10時～午後3時30分
場市民相談室
商工観光課 ☎336

消費生活相談

悪質商法のトラブルや消費生活全般の相談

☎毎週月～木曜日 午前10時～午後4時
場消費生活相談室
商工観光課 ☎336

人権相談

プライバシーの侵害、基本的人権の相談(人権擁護委員が相談)

☎4月8日(木) 午後1時～4時
場第3会議室
人権・男女共同参画課 ☎811

若年者就職相談

就職、転職、職業能力などの相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎4月4日(日)・18日(日) 午前10時～午後4時(事前予約制)
場勤労青少年ホームゆまにて
ゆまにて ☎996-0123

心配ごと相談

日常生活での心配や悩みごとの相談

☎4月7日(水)・21日(水) 午後1時～4時(電話相談可)
場身体障害者福祉センターやすらぎ
社会福祉協議会 ☎998-7616

教育相談

子どもの言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時
場教育相談所
教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

児童の家庭や学校などでの問題の相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時
場家庭児童相談室
子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとの相談(子育てアドバイザーが相談)

☎4月22日(木) 午前10時～午後1時(事前予約制)
場だいら児童館わんぱる
わんぱる ☎999-0321

子育て電話相談室

子育てについての不安や悩みを電話で相談

☎毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後3時
中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税、国民健康保険税の納付についての相談

☎4月4日(日) 午前9時～午後4時
毎週木曜日(祝日は除く) 午後5時15分～7時
場納税課
納税課 ☎330

不動産相談

マンションおよび不動産取引についての相談

☎4月13日(火) 午後1時～4時
場市役所駅前出張所内相談室
広聴広報課 ☎373

☎3月は、国民健康保険税・介護保険料第10期の納期です。税金の納付には、安全・確実・便利な口座振替を。